

令和8年度公益社団法人本巢市シルバー人材センター事業計画

1. 基本方針

本巢市シルバー人材センターは、平成17年度に社団法人、平成24年度には公益社団法人として認可されました。

シルバー人材センターの基本理念「自主・自立、共働・共助」に基づき、多様なニーズに応じた就業の機会を提供することにより、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図り地域社会に貢献する事を目的に取り組んでいます。

受託事業・派遣事業とも、コロナ禍により減収となったものの、基準単価の改定もあり、契約金額においては、令和4年度以降回復基調となっています。令和8年度も引き続き状況を注視しながら、シルバー事業を進めていきます。

また、改正された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の施行を受け、継続雇用制度義務化、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とするなど「生涯現役社会」への取り組みが進められたことにより、シルバー人材センターにとっては、60歳代の会員の確保が困難になっています。

特に男性の新入会員の平均年齢が上昇していることもあり、会員の高齢化等により会員の減少傾向が続いていることから、会員拡大を強化していきます。

地域社会においては、高齢化が益々進んでいる状況の中、高齢者の多様な就業ニーズに応じた雇用・就業機会の確保に努め、請負による就業機会の拡大や労働者派遣事業の積極的な推進とともに高齢者の社会参加を促進し、活力ある地域社会づくりを目指します。

2. 事業目標

(請負事業)

項目 \ 年度	令和7年度 目 標		令和7年度 実績 (2月20日時点)		令和8年度 目 標	
会員数	250	人	217	人	250	人
就業率 就業実人員/会員	68.0	%	66.8	%	68.0	%
就業実人員	170	人	145	人	170	人
受注件数	1,150	件	944	件	1,150	件
契約金額	83,200	千円	76,837	千円	83,800	千円
就業延人員	14,000	人日	14,799	人日	15,000	人日

(派遣事業)

項目 \ 年度	令和7年度 目 標		令和7年度 実績 (2月20日時点)		令和8年度 目 標	
会員数	110	人	108	人	110	人
就業率 就業実人員/会員	81.8	%	75.9	%	81.8	%
就業実人員	90	人	82	人	90	人
受注件数	50	件	43	件	50	件
契約金額	45,500	千円	34,714	千円	45,500	千円
就業延人員	9,000	人日	5,879	人日	9,000	人日

この事業目標の達成とセンター事業の更なる充実のため、重点項目及び事業実施計画を以下のとおり定めます。

3. 重点項目

- 1) 就業機会の確保・提供
- 2) 会員の増強
- 3) 雇用による就業機会の提供と推進
- 4) 安全就業の確保と適正就業の遵守
- 5) 就業に必要な知識や技術・技能を習得するための講習会の開催
- 6) 就業分野の開拓拡大
- 7) 相談、情報提供
- 8) 社会参加活動の推進

4. 事業実施計画

- 1 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供
〈受託事業〉

公共団体及び民間事業所に対して、請負・委託での受注可能な業務を継続的に確保しつつ、新たな業務の開拓に努力します。

また、高齢化にともない自力での作業が困難となっている、一般家庭の剪定・除草及び農作業等の受入体制を整え、地域住民に密着した就業の場の確保を図り、離農により年々増大する耕作放棄地での除草作業等、地域の環境整備にも貢献しつつ受注拡大を促進します。

- 2 雇用による臨時的かつ短期的な就業および簡易な業務に係る就業機会の提供
〈派遣事業〉

新たな就業機会を確保するためにも、雇用による就業の拡大に努めます。

- (1) 職業紹介事業

職業紹介事業は、実績は未だありませんが、職業紹介責任者を置き体制を整えており、事業の推進を図ります。

- (2) 労働者派遣事業

受託事業から派遣事業への切替を進めたことにより、安定的な収入を確保できるようになりました。

引き続き、インフルエンザなどの感染症の状況を注視しながら、事業の拡大を進め派遣先事業所の増加に努めます。

雇用期間満5年を迎える派遣会員もいることから、新規の派遣会員の確保に努めます。

- 3 臨時的かつ短期的な就業および簡易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習

- ・ 講習会の実施 市の重要な農産物である柿の品質と生産性を確保するために必要な剪定や摘蕾に関すること
柿の剪定講習会 1回 柿の摘蕾講習会 1回
- ・ 講習会の案内 高齢者活躍人材育成の講習会の案内

4 上記1から3の事業を推進するための諸活動及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動

(1) 普及啓発

- ・ 当センターのホームページなどにより、事業の意義と基本理念及び仕組み等の周知広報に努めます。
- ・ 入会説明会を毎月開催します。
- ・ 市の広報誌やホームページを活用して会員の拡大を図ります。
- ・ 地域職群班班長及び一般会員に対し、周囲の健康な高齢者への声掛けを依頼し、口コミによる会員の拡大に努めます。

(2) 安全・適正就業の推進

- ・ 安全適正就業委員会の開催と安全パトロールの実施
- ・ 地域職群班班長による顧客との事前打合せ、作業前ミーティングの実施
- ・ 地域業務担当職員による現場の随時巡回
ヘルメット着用等安全就業の徹底

(3) 就業分野の開拓・拡大

- ・ 事業所訪問等により事業の開拓・拡大を図るとともに、市の広報誌やホームページを活用して新規事業を開拓します。

(4) 相談、情報提供

- ・ 入会希望者には職員が随時個別に対応し、経験・希望等を聞きとりし、適切な情報を提供します。

(5) その他

- ・ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス法)の施行を受け、今年度から契約方法の変更及び事務処理の対応を進めます。